

千葉県経済のトピックス

～2020年4-6月期の県内経済の振り返り～

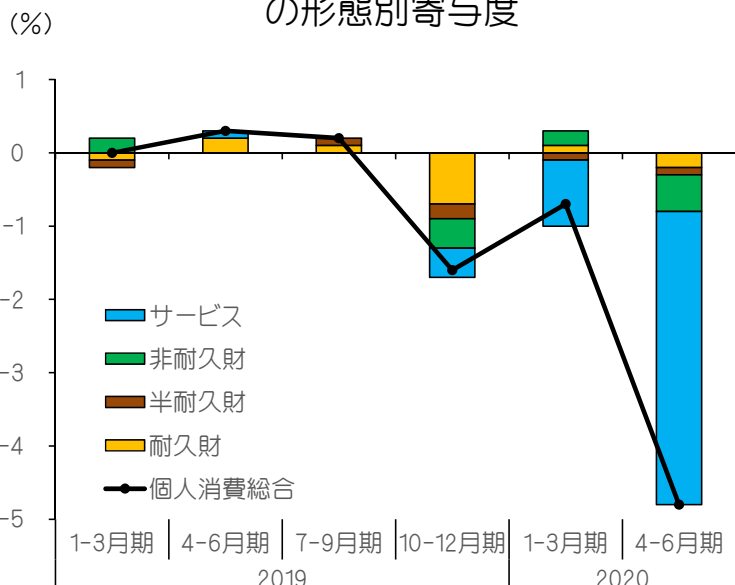
令和2年9月1日

千葉県商工労働部経済政策課

個人消費低迷の主因は、サービス消費の低迷

- 2020年4-6月期の実質GDP成長率(季節調整済)に占める個人消費(国内家計最終消費支出)の前期比寄与度は▲4.8%pt。消費形態別の内訳は、耐久財▲0.2%pt、半耐久財▲0.1%pt、非耐久財▲0.5%pt、サービス▲4.0%ptとなっており、サービス支出の減速が個人消費低迷の主因となっている。
- また、本県の消費構造においても、サービス支出は全体の46.6%を占める。
- 足下の本県の個人消費動向を把握するには、サービス消費の動向に注視する必要がある。

実質GDP個人消費の成長率(前期比)の形態別寄与度



1世帯当たり1か月間の支出(千葉県)

(円、%)

項目	支出	割合
財・サービス支出計	273,178	—
商品(財)	145,842	53.4
耐久財	12,515	4.6
半耐久財	24,059	8.8
非耐久財	109,269	40.0
サービス	127,336	46.6

個人消費の内訳

- 耐久財とは、使用期間が3年程度以上と長く有形の製品。
(例:自動車、テレビ、パソコン等)
- 半耐久財とは、使用期間が1年以上3年未満程度の有形の製品。
(例:被服、履物等)
- 非耐久財とは、使用回数が少なく、使用期間も短い有形の製品。
(例:飲料、食品、化粧品等)

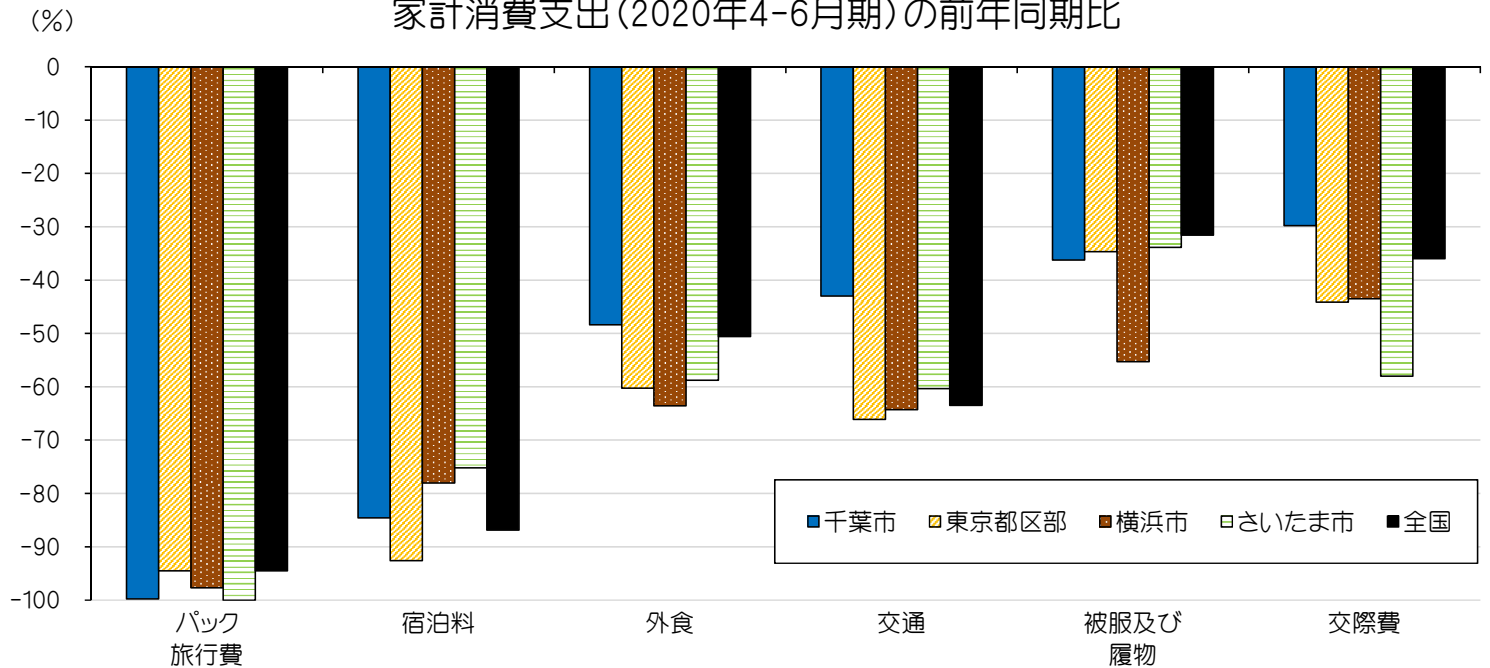
※国内総生産(支出側)に対する寄与度。

(資料)内閣府「四半期別GDP速報(1次速報)」、総務省「平成26年全国消費実態調査」

本県の家計消費支出も、サービス消費を中心に厳しい状況

- 4月7日に緊急事態宣言が発令された1都3県(千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県)の2020年4-6月期の個人消費について、家計支出額で減少率の大きい項目について比較すると、不要不急の外出や都道府県をまたぐ移動の自粛により旅行、宿泊、交通関連の支出が前年比4割~10割の減少となったほか、営業自粛等の影響により外食や衣料品向け支出も前年比3割~6割の減少となった。
- なお、1都3県で比較すると、本県は外食、交通、交際費の減少率が緩やかであったことから、相対的には、県内事業者の活力を維持できたものの、サービス産業を中心に非常に厳しい経営環境となっている。

家計消費支出(2020年4-6月期)の前年同期比



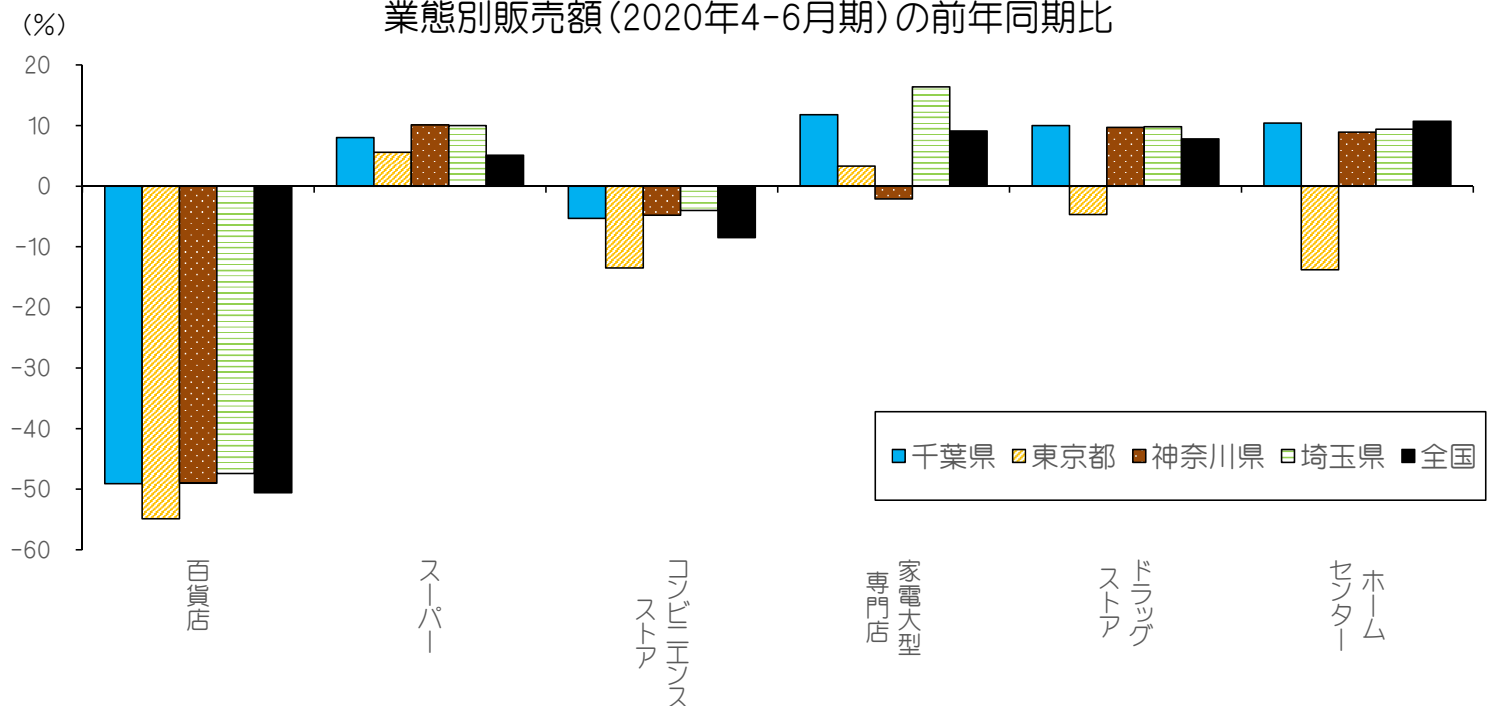
(資料) 総務省「家計調査」

2

商品(財)消費については、一部の業態で販売額増加につながった。

- 2020年4-6月期の業態別の販売額では、本県では、食料品等の生活必需品の買いだめや感染症に伴う衛生関連の需要増により、スーパー、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターで販売額が前年比で増加した。
- 東京都等に訪問・通勤する人の多い本県では、外出自粛やテレワークの拡大により、県内での消費が促された側面があり、一部の小売業で販売額増加につながった。

業態別販売額(2020年4-6月期)の前年同期比



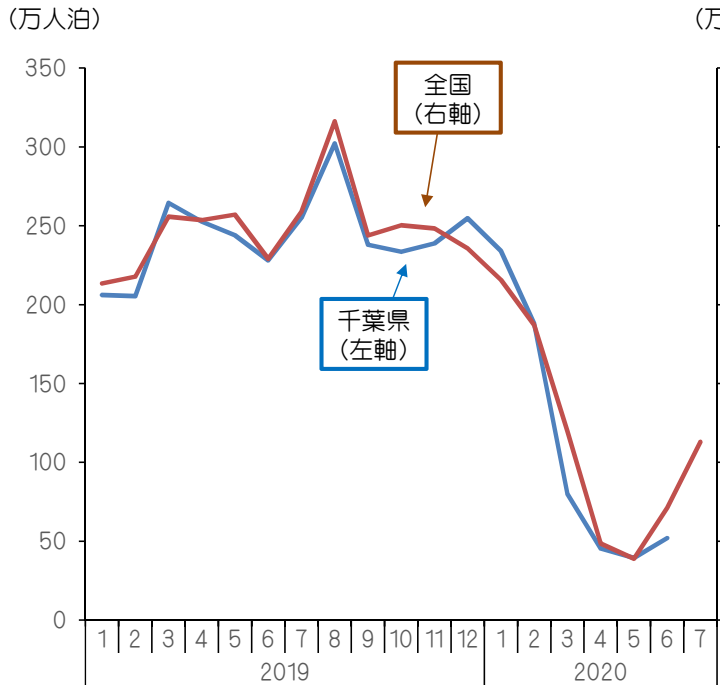
(資料) 総務省「商業動態統計」

3

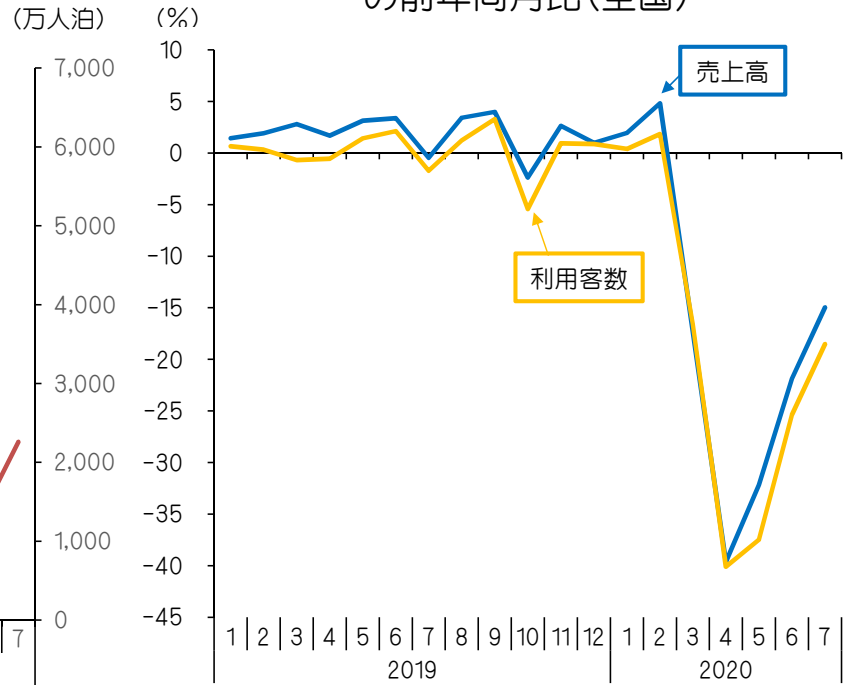
主なサービス業である宿泊業と外食産業は、売上が大きく減少している

- 本県の宿泊産業は、2020年6月に延べ宿泊者数が52万人泊（前年同月は228万人泊）と大きく減少。
- 全国の外食産業は、2020年7月に売上が前年同月比▲15.0%と大きく減少。

宿泊産業の延べ宿泊者数



外食産業の売上高・客数の前年同月比（全国）

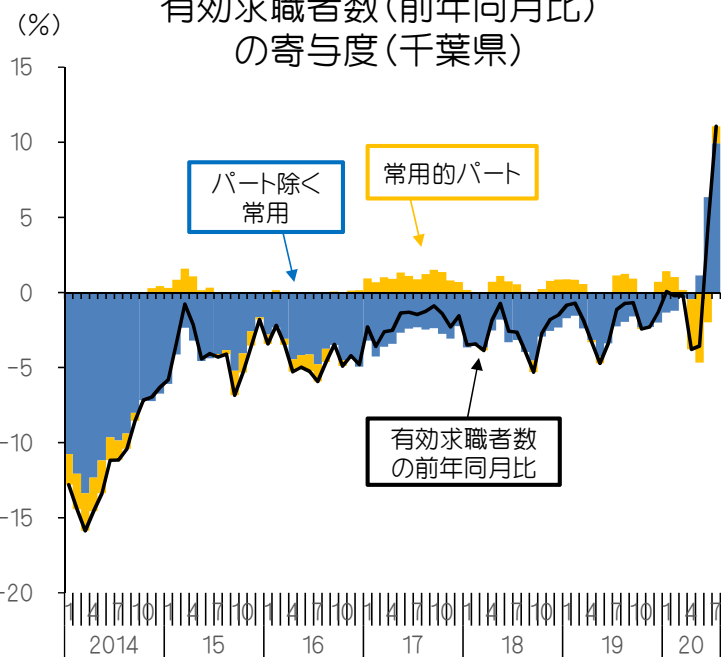


（資料）観光庁「宿泊旅行統計調査」、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」

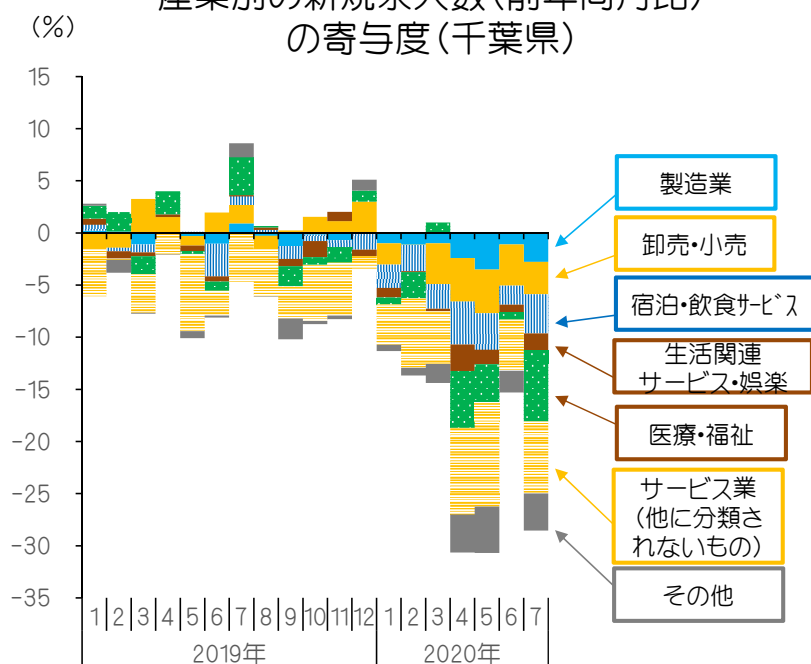
厳しい経営環境を反映して、有効求職者数は増加、新規求人数は減少している。

- 有効求職者数は2020年7月に前年同月比+11.1%と急増した。寄与度は、パート除く常用+9.9%pt、常用的パート+1.1%pt。
- 新規求人数は、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉業、サービス業（他に分類されないもの）の減少が全体を大きく押し下げている。

有効求職者数（前年同月比）の寄与度（千葉県）



産業別の新規求人数（前年同月比）の寄与度（千葉県）



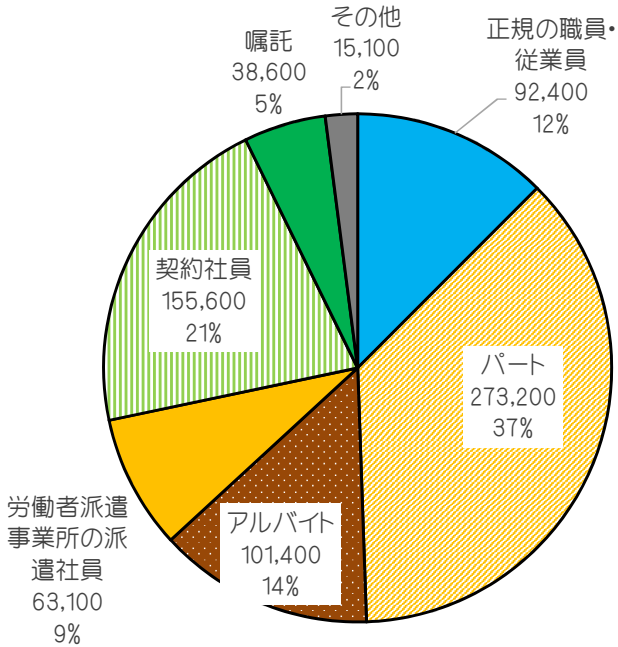
※ 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがない又は4カ月以上の雇用期間が定められているものをいう。そのうち、パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。

（資料）厚生労働省「職業安定業務統計」、千葉労働局「最近の雇用失業情勢」

雇用情勢において、特に注視が必要な有期契約雇用者は県内に74万人いる

- 県内には、雇用者数281万人のうち、無期契約は181万人、有期契約は74万人いる。(※)
 - 新型コロナウイルス感染症の影響が長引くと、有期契約雇用者の雇止めが今後増加する可能性もある。
- (※) その他、「わからない」が24万人。

有期契約の雇用者数(千葉県)



(資料) 総務省「平成29年就業構造基本調査」



雇用契約期間と解雇・失業の関係

(1) 期間の定めのない雇用契約

民法第627条では2週間前まで、労働基準法第20条では30日前までに解雇の申し入れ(予告)をしなければならない。

しかし、労働契約法第16条は「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したもとして、無効とする」。

経営悪化等による解雇(整理解雇)には、合理的・客観的な説明・協議を行う必要がある。**経営悪化の場合でも、即座に整理解雇が急増することは想定しにくい。**

(2) 期間の定めのある雇用契約

労働契約法第17条は、「期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」とする。

「やむを得ない事由」の合理的・客観的な説明・協議を行う必要がある。**経営悪化の場合でも、即座に契約期間中の解雇が急増することは想定しにくい。**

ただし、本県の就業構造では、期間の定めのある雇用期間のうち期間が「6カ月超1年以下」が全体の39.7%と最も多い。

経営悪化により、**契約更新されない雇用者が発生する可能性**に留意が必要。